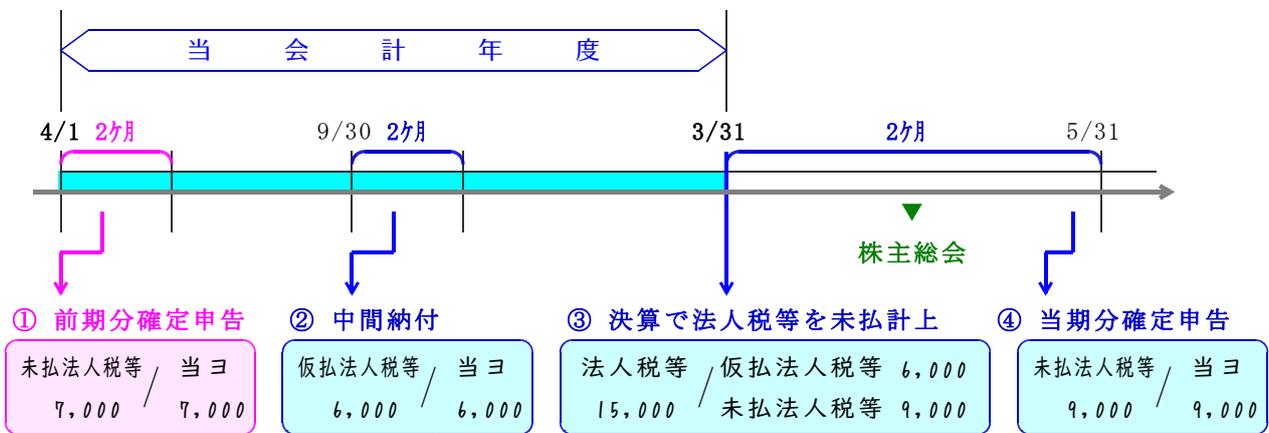


## 第9章 法人税等と消費税

株式会社が納付する主な税金は、法人税、住民税、事業税、及び消費税です。このうち、法人税、住民税、及び事業税は、まとめて「法人税等」とします。いずれの税金も税額の計算を要求されることはなく、税額は資料に与えられるので、どのようなタイミングで、どのような内容の仕訳を行うのかを学習していきます。

### 1. 法人税等

法人税、住民税、及び事業税（以下、法人税等）は、会社の所得（≒利益）に課せられる税金です。当期の所得に課せられる法人税等について、時系列に従って仕訳の内容を学習します。



① 前期分の確定申告を行い、未払法人税等 7,000円を小切手を振り出して支払った。

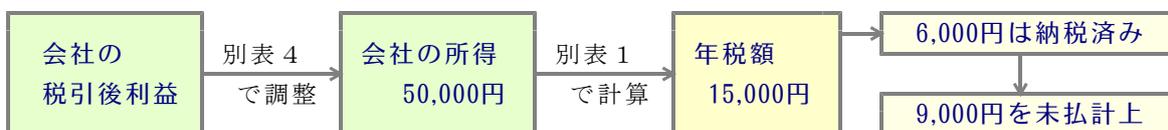
前期末の貸借対照表の負債の部に未払法人税等が 7,000円計上されている場合に、これを当期の 5/31までに納付することになります。

② 当期の中間申告を行い、法人税等 6,000円を小切手を振り出して支払った。

法人税等は 2 回に分けて納税することになっています。当期の所得がまだ確定していませんので、この段階では仮払処理しておきます。いくら納税するかというと、たとえば、前期の年税額が 12,000円であったとすると、その半分の 6,000円を仮払いしておくことになります。

③ 決算において法人税等 15,000円が確定した。

法人税等の計算は、株主総会で「確定した決算」に基づいて行われます。たとえば、株主総会で確定した決算から当期の所得が 50,000円と計算されたとします。税率が 30%だとすると、法人税等の年税額は、 $50,000円 \times 30\% = 15,000円$ になります。このうち、6,000円は中間納付してありますから、当年度末に未納付額として未払計上すべき金額は、9,000円と計算されます。



④ 法人税等の確定申告を行い、未払分 9,000円を小切手を振り出して支払った。

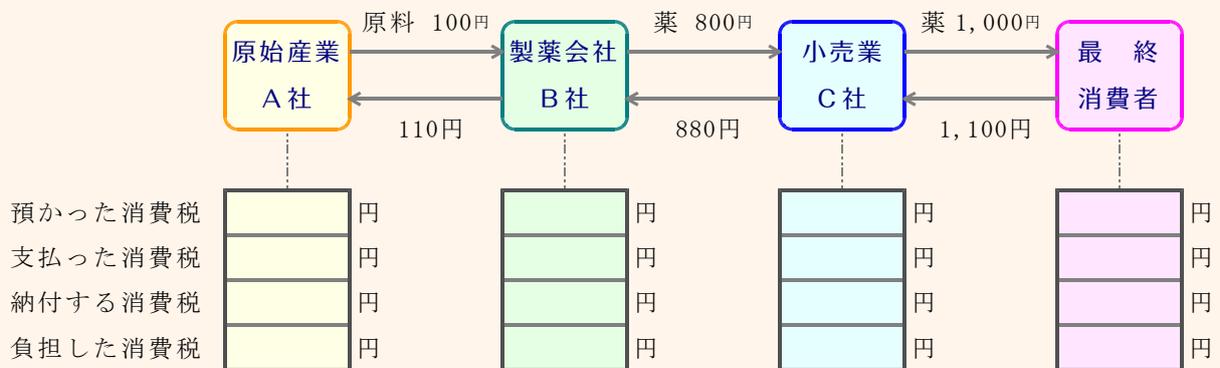
法人税等は、決算日より 2 ヶ月以内に確定申告し、納税することになっています。

## 2. 消費税

消費税は、最終消費者が全額を負担し、事業者が納税するという仕組みを取っています。消費税も法人税と同様に、納税者が自ら申告して納税する、申告納税方式をとっていて、中間納付の制度もありますが、3級では消費税の中間納付は問われないようです。

### 消費税の仕組み（消費税率10%の場合）

原始産業A社が敷地内に自生している薬草を製薬会社B社に110円で販売した場合、A社は10円の消費税を預ってこれを納付します。B社は薬草を原料として薬を生産し、これを小売業C社に880円で販売しています。この場合、B社は「預かった消費税80円」から「支払った消費税10円」を控除した70円を納付します。次に、C社は880円で仕入れた薬を最終消費者に1,100円で販売し、最終消費者から100円の消費税を預かります。そして、C社は「預かった消費税100円」から「支払った消費税80円」を控除した20円を納付します。



A社、B社、C社はそれぞれ「預かった消費税」を源泉として消費税を納付しているため、懐は痛みません。結局、各事業者が納付した10円+70円+20円=100円の消費税は、その全額を最終消費者が負担したことになります。

製薬会社B社の消費税に関する仕訳は以下のようになります。

	税 込 経 理	税 抜 経 理
① 原料の仕入	仕 入 110 / 買掛金 110	/
② 製品の販売	売掛金 880 / 売 上 880	/
③ 決 算 時	租税公課 70 / 未払消費税 70	/
④ 納 付 時	未払消費税 70 / 現 金 70	/

※ この場合、どちらの経理方式でも、会社の損益や納税額は同じになります。

※ 3級では、税抜経理の処理が出題されます。